

2026年度 事業計画書

自 2026年4月 1日
至 2027年3月 31日

一般社団法人 日本化学工業協会

目 次

I.	全体の事業計画	1
II.	委員会の活動計画	2
1.	総合運営委員会及び審議委員会（事務局 総務部）	2
2.	広報委員会（事務局 広報部）	4
3.	国際活動委員会（事務局 国際業務部）	5
4.	経済・税制委員会（事務局 産業部）	6
5.	労働委員会（事務局 労働部）	7
6.	技術委員会（事務局 技術部）	8
7.	環境安全委員会（事務局 環境安全部）	11
8.	化学品管理委員会（事務局 化学品管理部）	19
9.	レスポンシブル・ケア委員会（事務局 レスポンシブル・ケア推進部）	27
III.	関連組織の活動計画	30
1.	化学製品 PL 相談センター	30
2.	化学人材育成プログラム協議会（事務局 技術部）	31
3.	危険品貨物情報室	32
IV.	事務局共通事項	33
1.	会員サービス等の向上	33
2.	情報化の推進	33
3.	職務能力の向上	33
	略語・用語一覧	35

2026年度 日本化学工業協会事業計画書

I. 全体の事業計画

日本化学工業協会（日化協）は、化学産業の健全な発展を図り、もってわが国経済の繁栄と国民生活の向上に寄与することを目的として活動している。また、日本の化学産業団体を代表して国際化学工業協会協議会（ICCA）に参画し、世界の化学産業・工業会に共通する諸課題への対応にも積極的に取り組んでいる。

世界は、ロシアによるウクライナ侵攻や中東情勢の深刻な混迷により、国際秩序の不安定化に拍車がかかっている。また、米国政権が「エネルギーの解放」を掲げ、環境規制の大幅な緩和や国際的な気候変動枠組みからの離脱を進めるなど、グローバルなエネルギー・環境政策は大きな転換点を迎えている。こうした逆風の中でも、カーボンニュートラル（CN）や循環経済を骨格とする「持続可能な社会」を目指す方向性は変わらないものと思われる。日本政府もグリーントランスフォーメーション（GX）の実現に向け、基本方針や関係法令の整備を進めている中、我が国化学産業は、製造プロセスの革新、ケミカルリサイクル（CR）、CCU等のイノベーションを進め、ソリューションプロバイダーとして必要とされる製品を安定的に提供していくことが求められている。

こうした中、日化協は、「GXの取組み推進」、「国際協調の推進」、「安全・化学品管理の取組みの着実な実施」を3つの重点テーマとして掲げ、8つの業務委員会（広報委員会、国際活動委員会、経済・税制委員会、労働委員会、技術委員会、環境安全委員会、化学品管理委員会、レスポンシブル・ケア（RC）委員会）が業務を遂行していく。

2026年度の各委員会における事業計画の詳細については次ページ以降に詳述するが、概要としてまず、「GXの取組み推進」については、GX-ETSの円滑導入支援、「化学品のリサイクル率確認登録制度」の本格化やLCA/CFP情報の業界内外の共有環境の整備等によるGX市場の創造支援を進めるとともに、日本成長戦略策定等に向けた意見具申等を適宜行う。

「国際協調の推進」については、プラスチック汚染終結のための国際条約の合意に向けた政府間交渉委員会（INC）、および化学品管理に係る国際的枠組みであるGFC（Global Framework on Chemicals）等に関し、会員企業の要望も踏まえてICCAを通じ、あるいは日化協独自の対応により、日本の立場の一層の発信に努める。

1 また、「安全・化学品管理の取組みの着実な実施」については、保安防災におけるス
2 マート保安の導入支援や事故評価基準の見直し、さらには協力会社労災度数率悪化へ
3 の対応を図るとともに、リスクベースの化学品管理の普及を進めていく。

4
5 ※文中の英文字略語については文末に一覧表示して解説する。

6 7 **Ⅱ． 委員会の活動計画**

8 9 **1. 総合運営委員会及び審議委員会（事務局 総務部）**

10 11 **(1) 企画及び運営の方針**

12 総合運営委員会及び審議委員会は、日化協の運営または事業に関する基本的な事
13 項について審議する。また、総合運営委員会の下部諮問機関として企画・立案を行
14 う企画運営部会のほか、GX 推進部会、情報セキュリティ対応部会、SDGs 連絡網が
15 各々の活動を進める。

16 17 **(2) 活動計画**

18 1) 総合運営委員会及び審議委員会

19 総合運営委員会及び審議委員会を理事会前に定例開催すると共に、内外の重要
20 課題について必要に応じて随時会議を開催する。

21 総合運営委員会においては、下請代金支払遅延等防止法及び下請振興基準の改
22 正、及び経済産業省による化学業界 6 団体への要請事項も踏まえ、2025 年度に改
23 定した「化学産業の適正取引の推進と生産性・付加価値の向上に向けた自主行動
24 計画」の徹底状況確認のためのフォローアップを継続する。また、物流の 2030 年
25 問題や改正物流効率化法の 2026 年 4 月本格施行への対応は、フィジカルインター
26 ネット実現会議化学品ワーキンググループ (WG) のオブザーバーとして WG の各
27 種活動を引き続き支援する。さらに、サプライチェーン・強靱化検討会を随時開
28 催し、講演会等を通じた情報提供を進めていく。

29 2) 企画運営部会

30 企画運営部会は、日化協事業計画の策定に向けて、事業運営に係る重要課題や
31 予算面での優先・新規事項等について討議、検討を行う。2026 年度には、必要に
32 応じて追加ヒアリングや一部事業の棚卸しを実施するとともに、事業活動収支の

1 中期見通しについての検討を進める。

2 3) GX 推進部会（事務局 技術部）

3 2025 年 2 月閣議決定の「第 7 次エネルギー基本計画」、「地球温暖化対策計画」、
4 「GX2040 ビジョン」を受けて、本部会では、これらの政府の動向や世界の動きを
5 注視し会員企業にタイムリーに情報発信すると共に、2025 年 9 月に協会でとりま
6 とめた「カーボンニュートラル、循環型社会の実現に向けた日本の化学産業のスタ
7 ンス」についても発信していく。また、経済産業省とも連携して 2026 年 4 月施行
8 の「排出量取引制度」の化学業界における円滑な導入・運用の支援、及び CN を見
9 据えた技術動向（炭素循環、燃料の水素・アンモニア転換、トランジションロード
10 マップ、CCUS 等）、エネルギー問題、ライフサイクルを通じた地球環境への貢献
11 等の観点に基づきさまざまな施策と整合性のある温暖化対策推進に取り組む。

12 4) 情報セキュリティ対応部会

13 情報セキュリティ対応部会は、年 3～4 回開催する部会で、行政当局、独立行政
14 法人情報処理推進機構等、関係機関との最新の情報システムセキュリティに関す
15 る情報の共有、意見交換を行うと共に、化学業界のより一層の情報共有のため、
16 制御システムセキュリティを主な課題とする石油化学工業協会「サイバーセキュ
17 リティワーキンググループ (WG)」とタイアップし、可能な範囲にて合同で会議
18 や講演会を開催する。

19 部会、連絡会メンバーに対しては、その時々最新の最新、必要情報をタイムリーに
20 提供すると共に、日化協会員企業、団体、職員等、化学業界全体のセキュリティ
21 レベルの向上を図る取組みも行う。

22 5) SDGs 連絡網（事務局 SDGs 室）

23 SDGs 連絡網では、企業に求められるサステナビリティ課題が拡大する中、世
24 の中の動向や企業の向き合い方を学ぶための「勉強会」と、会員同士が相互に情
25 報交換を行うとともに交流を図るための「情報交換・交流会」を定期的に開催
26 し、参加企業の SDGs 活動を支援する。

27 一方で、化学産業の SDGs に関連して、化学工学会等の SDGs 関連の検討会へ参
28 画すると共にその成果を発信する。また、メディア、学会等主催の講演会の場を通して、
29 化学産業の SDGs に係わる取組みを共有する。

30
31
32

2. 広報委員会（事務局 広報部）

(1) 企画及び運営の方針

化学及び化学産業のプレゼンス向上に資するコミュニケーション活動を展開する。具体的には、日化協各組織、アカデミア、行政当局と連携しながら、メディアを通じて、持続可能な社会の実現に向けた化学産業の取り組みや日化協の主要な活動について情報を発信すると共に、「夢・化学-21」事業を通じて、次世代を担う青少年に化学の有用性や魅力を伝える。また、会員企業の広報活動に資する有益な情報を発信する。

(2) 活動計画

1) メディアを通じた重要案件の情報発信

会見、リリース及び取材等を通じて、安全・環境・健康・人材育成に係わる日化協の重要な取り組みについて適宜情報を発信する。

2) 化学及び化学産業に対する啓発活動

①参加体験型イベントの開催・支援

- a. 「夏休み子ども化学実験ショー」の開催（1回/年、8月 東京）
- b. 「なぜなに？かがく実験教室」の開催（6回/年、東京）
- c. 「化学グランプリ」、「国際化学オリンピック日本代表生徒派遣」事業の支援
- d. 「化学の日」、「化学週間」および関連イベントの周知

②ソーシャルメディア等による情報発信

化学の可能性・魅力・貢献を訴求、興味関心を喚起

- a. 日化協広報部公式アカウント「ニッカちゃんネル」
- b. 同アカウントと連携し関連情報をまとめ知識として紹介するサイト「まめカガ」
- c. 「夢・化学-21」委員会公式アカウント「子ども化学チャンネル」

3) 日化協ウェブサイト、刊行物による情報発信

- ① 日化協ウェブサイトにて日化協の活動、発表、行事等の情報を発信
- ② 「日化協アニュアルレポート」の発行（日本語版、英語版）
- ③ 「グラフでみる日本の化学工業」の発行（日本語版、英語版）

4) 会員に対する情報発信

- ① メールマガジン「広報ネット」による日化協活動の周知（1～2回/月）
- ② 日化協ウェブサイト（会員サイト）での情報発信

3. 国際活動委員会（事務局 国際業務部）

(1) 企画及び運営の方針

化学産業の通商課題等の国際的な諸問題に対して、関係委員会と連携、協力し、活動を展開する。具体的には、①日本の化学産業に関係する関税、アンチ・ダンピングや補助金相殺関税（CVD）等各種通商課題への対応、②国際化学工業協会協議会（ICCA）を中心とした当協会の国際会議等に係わる活動、更に、③海外の化学事業者団体と国際会議を開催、または参画することで当該海外事業者団体との良好な関係を築き、会員企業の事業活動に有益な情報の収集に努めると共に、日系現地法人の支援強化も視野に入れて効果的に取り組む。

(2) 活動計画

1) 通商課題等への対応

- ① EPA/FTA 等の交渉の進捗に合わせ、積極的に行政当局及び日本経済団体連合会（日本経団連）等関係機関に意見具申し、化学産業の意向が反映されるよう努める。
- ② 行政当局への関税改正要望、WTO/TBT 会合への他国の非関税障壁に関する意見具申などの活動を通して国内化学産業が不当な不利益を被らないよう、諸活動に取り組む。
- ③ 日本の化学産業が抱える原産地規則、アンチ・ダンピング措置、その他化学品の国際的流通等に関する諸課題に対し、行政当局等関係機関と連携して会員企業のニーズを捉えた各種セミナーを企画、開催する。
- ④ 経済産業省等から入手した各国・各地域の通商政策等に関する最新の情報を会員へ迅速かつ的確に発信し共有を図る。日本が直面する通商上の国際問題について情報収集し、国内化学産業に及ぼす影響、対応策等を分析、検討し、適宜会員及び関係機関に情報提供を行う。
- ⑤ 日本鉄鋼連盟等、化学業界以外の主たる業界団体と適宜、通商の取組みに関する意見交換を実施することで、(a) 知見を広げると共に、(b) 先進的で効果的な取組みがあれば、新たに取り入れることを検討する。また業界の垣根を超えた共通の課題等がある場合、解決に向けて共に政府に働きかけることも検討する。
- ⑥ 多様な産業界関係者と経済産業省との情報共有、意見交換の場である原産地規

1 則懇話会（主催：日本機械輸出組合）にオブザーバーとして参画し、化学業界
2 からのニーズが原産地規則の運用に反映されるよう努める。また、貿易・投資
3 円滑化ビジネス協議会（主催：日本機械輸出組合）の「各国・地域における貿
4 易・投資・現地生産上の問題点と要望」調査に協力し、会員企業からの要望を
5 行政当局に提出し、改善・反映に努める。

6 2) 国際会議、政策対話等への対応（各国関係機関との調整、情報共有、意見交換等）

7 ① 化学品管理委員会、RC 委員会等の関係委員会と連携し、AMEICC 等での活動
8 を支援する。

9 ② 中国石油化学工業連合会（CPCIF）との日中化学産業会議を中国で開催し両国
10 の化学産業関係者の関係強化を図る。更に、行政当局の「日中化学産業政策対
11 話」が開催される場合には同対話とも連携し、行政関係者を交えた関係者との
12 関係強化を図る。また、韓国化学工業協会（KCIA）事務局との会合を韓国で開
13 催し、今後の日韓定期会合で議論するテーマの深化、拡大に向けた事務局間の
14 意見交換を行う。

15 3) 海外日系化学企業等とのネットワーク構築

16 ① シンガポール・ケミカル会、タイ・ケミカル会等を活用して化学品管理委員
17 会、RC 委員会、環境安全委員会とも協働して、現地日系化学企業への情報提
18 供及びネットワーク構築を図る。

19 ② 中国日本商会（工業部会第 3 分科会化学グループ）、上海商工クラブ（資源・
20 化学品部会）等との交流、連携を通じ、日系化学企業が直面する中国の政策上
21 の課題等の情報の収集に努めると共に、経済産業省等の協力を仰ぎながら、そ
22 の是正に向けて機動的に対応する。

23 4) ICCA での活動

24 ① ICCA の拡大事務局を担当し、ICCA の理事会、協会円卓会議、事務局会議等
25 の運営に主体的に参画する。特に、2026 年度は、ICCA が将来にわたり持続可
26 能な取組みを継続できるように、ACC、Cefic と共に組織構造や運営方法等に
27 ついて検討を行う。

28 ② 通商ネットワーク（Trade Network）へ参画し、必要な提言と対応を行う。

29
30 4. 経済・税制委員会（事務局 産業部）

31
32 (1) 企画及び運営の方針

1 わが国の化学産業の活性化に向け、国際的な事業環境のイコールフットイングを
2 目指して業界の要望を取りまとめ、2027年度税制改正要望として行政当局等に提出
3 し、その実現に努める。また、行政当局の成長戦略に化学業界のニーズが反映され
4 るよう、情報収集及び意見の集約・発信を行う。

6 (2) 活動計画

- 7 1) 2027年度税制改正要望へ向けて、日本経団連や諸団体と連携を取りながら、企業
8 税制に関する情報収集や化学業界への影響等の調査研究を行い、化学業界の要望
9 を取りまとめ、9月度理事会の承認後、行政当局等へ提出する。
- 10 2) 化学産業に直接関係する国税・地方税等の関係法令や通達の改廃等に関する情報
11 収集、調査研究を行い、迅速に会員に提供する。
- 12 3) 化学産業に係わる行政当局諮問機関等の議論、法令制定・改訂の動向を見据え、
13 規制改革や補助金についての業界の意見集約、要望・意見発信や政策提言を行う
14 と共に、それらの確定した政策を会員にフィードバックする。
- 15 4) 経済動向及び化学産業を取巻く環境変化について、行政当局や調査機関等からの
16 情報収集や分析、日化協インデックスの作成等を行い、日化協ウェブサイトを活
17 用して、迅速に一般公開する。
- 18 5) 経済動向、経済や経営に関する時事テーマに関して、必要に応じて専門家等によ
19 る講演会や説明会を開催し、会員に情報提供を行う。
- 20 6) 安全保障貿易管理に関して、外為法に定められた規制の遵守及び合理的運用を目
21 的に、行政当局等からの情報も加えて外部団体を含めた意見・情報の交換を行
22 い、必要な情報を会員に提供する。
- 23 また、安全保障貿易管理の運用上重要なテーマを設定・検討し、得られた知見が
24 実務に供されるとともに当該業務における人材育成に資するべく、解説書等の形
25 にまとめて会員向けに発信する。

27 5. 労働委員会（事務局 労働部）

29 (1) 企画及び運営の方針

30 「労働関連施策・法規対応」と「人材育成」を基軸に活動を展開する。

31 1) 労働関連施策・法規対応

32 労働関係の政策、立法化、法改正等に対して関係団体との連携を図りつつ行政当

1 局への意見具申等適切な対応を図る。

2 2) 人材育成

3 会員企業のニーズに対応する企業人材育成プログラムを企画・実施する。

4
5 **(2) 活動計画**

6 1) 労働法制、行政施策等への対応

7 労働関係の立法化・法改正、指針等の見直し等の労働法制および行政施策の情報をタイムリーに把握して会員企業に提供すると共に、化学業界としての意見を反映
8 すべき、経済団体や他業種団体等の関係団体との連携を図りつつ行政当局への働き
9 かけを行う。

10
11 2) 労働組合との適切な連携

12 ① 労働組合団体が開催するシンポジウム、定期大会等への参加と協力を努め、情
13 報交換と連携を図る。

14 ② 全国化学労働組合総連合（化学総連）との定期的な情報交換会、および日本化学
15 エネルギー産業労働組合連合会（JEC 連合）と全国繊維化学食品流通サービス
16 一般労働組合同盟（UA ゼンセン）との合同情報交換会合を継続して行う。

17 3) 各種調査と会員への情報提供

18 労使交渉（賃金、賞与・一時金、初任給）、労働条件、福利厚生費等の調査を継
19 続し、化学業界における労働関係の動向やニーズを把握するとともに会員に有用な
20 情報提供を行う。

21 4) 会員企業の人材育成支援

22 ① 生産現場の第一線監督者の育成を目的とする「化学工場の生産現場リーダー研
23 修」を4回開催する。参加者の利便を考慮し大阪開催（1回）を予定する

24 ② 隔年開催している「人事・労務スタッフ育成セミナー」を短期集中型のプログ
25 ラムで開催する。

26
27 **6. 技術委員会（事務局 技術部）**

28
29 **(1) 企画及び運営の方針**

30 1) 地球温暖化、エネルギー政策や資源循環戦略等に対応する国内外の活動に積極的
31 に参画し、多様な課題に適切に対応する。

32 2) 化学産業の更なる化学技術振興のためのモチベーションを高め、産業の一層の技
33 術力向上を図る。

- 1 3) 標準化に係わる動向を注視し、多様な課題に適切に対応する。
2 4) その他関連する政策に係わる情報収集を行い、多様な課題に適切に対応する。

3 (2) 活動計画

1) 炭素循環及び廃プラスチック問題に対する検討

①ケミカルリサイクル WG (略称 CR WG)

7 ケミカルリサイクル (CR) についての社会的な認識を広めるために、CR に係わ
8 る国内向けガイドラインの発信と製品のリサイクル率確認登録制度の本格運用に
9 取り組む。

10 a. 国際規格化を念頭に置きながら 2025 年度に発行された ISO16294 の具体的な
11 運用におけるガイドラインを検討し、国内向け日化協ガイドラインとしての発
12 信を目指す。

13 b. CR 国内認証制度 TF にて、リサイクル品への社会的認知を向上させ化学品再
14 生利用の社会実装を早期に実現することを目的にトライアル運用中の化学品
15 のリサイクル率確認登録制度の普及を促進する。また、本格運用に向けて不具
16 合の抽出、是正を継続して行う。

2) カーボンニュートラル行動計画の取進め

①カーボンニュートラル行動計画 WG (略称 CN 行動計画 WG)

19 日本経団連の「経団連カーボンニュートラル行動計画」に、会員及び賛同企業
20 と連携してエネルギー起源 CO₂ 排出削減目標の達成を目指して取り組む。

21 また、国内の企業活動における削減、低炭素/脱炭素製品・サービスによる他部
22 門への削減貢献、海外での削減貢献、革新的技術の開発・導入を通して、CO₂ 排出
23 削減に向けた取組みを推進すると共に、化学業界の活動計画・実績を社会へ発信
24 していく。

②温暖化対策 WG2

26 代替フロン等 3 ガス PFCs、SF₆、NF₃ の製造時における自主的排出削減活動
27 について、2035 年及び 2040 年目標の達成に向けて削減活動を継続して実施して
28 いく。

3) 国内外エネルギー対策の検討

①エネルギー対策検討部会

31 省エネルギー政策に関して、省エネルギー・新エネルギー分科会省エネルギー
32 小委員会、同小委員会工場等判断基準 WG 等に参加し、国の政策や新たな制度等

1 に対して化学産業の状況等を主張すると共に、必要と目される政府への政策支援
2 要請を行っていく。

3 また、政府が宣言した「2050年カーボンニュートラル」の国際公約の達成に
4 関連して取組みが進むと考えられる地球温暖化・エネルギー政策に対応する情報
5 や新たな規制動向について、会員企業にタイムリーに発信すると共に、化学産業
6 として必要な対応を行う。

7 4) LCAの普及活動の継続

8 ①LCA WG

9 LCA/CFPの周知・普及活動を通して、化学産業が持続可能な社会を構築して
10 いくうえで重要なソリューションプロバイダーであることを社会に向けて発信
11 すると共に、CN実現に向けてライフサイクル全体でのGHG削減を推進する為
12 に必要となる基盤等の検討、整備を進める。

13 a. CFP算定ガイドラインの業界内への普及・教育活動を拡充し、業界各社の
14 LCA/CFP対応力向上支援を行い、化学製品のCFPの算定・活用を促進する。

15 また社会の要請、新たな技術に対応した化学製品のLCA評価方法の検討、CFP
16 算定ガイドラインへの適用の検討等を行う。

17 b. ライフサイクル全体での効果的な環境負荷低減の推進に寄与するため、他産
18 業・ステークホルダーとの連携強化、国内外の重要なイニシアティブへの積極
19 的な関与、LCA/CFP情報の業界内外の円滑な共有環境の整備について検討を
20 進める。

21 c. 削減貢献製品評価事例の作成を継続し、多くの化学製品・技術がライフサイク
22 ル全体でのCO₂削減を実現していることを定量的に示し、CN実現に貢献して
23 いることを広く伝える。また社会の要請に応じた削減貢献製品の評価・開示手
24 法について検討を行う。

25 5) 技術賞の取進め

26 日化協技術賞審査会議のもと、表彰候補の募集、審査、選考を行うと共に、受
27 賞社に対し受賞講演の場の設定、成果の発信を行い、本表彰の更なる普及に努め
28 る。また、応募促進の観点から、日化協技術賞表彰要領の見直しを検討する。

29 6) 化学標準化の取進め

30 ①化学標準化 WG

31 関連する会議体、組織での活動を通して化学産業の取組みを発信すると共に、
32 得られた情報を会員と共有し、化学産業として必要な事案に適切に対応する。

1 また、会員の標準化人材育成への協力支援、標準化の重要性の普及活動を継続
2 して行う。

3 a. 原案作成団体である JIS 及び ISO/TC47 作成の ISO 規格の定期見直しや問合
4 わせに会員や経済産業省、（一財）日本規格協会等と連携・協力し対応する。

5 b. ISO/TC47 での審議案件について、ISO/TC47 国内委員会と連携して、会員の
6 ニーズを踏まえると共に日本の化学産業として適切に対応する。ISO/TC47 国
7 際幹事が公正かつ効率的な運営を行えるように支援する。

8 7) ICCA E&CC LG との連携による化学産業の温暖化対策へのグローバルな取組み

9 ICCA の E&CC LG 活動より得られた情報を、会員企業にタイムリーに報告・
10 連絡し、日本の化学産業として必要な対応を進める。

11 また、E&CC LG 議長、事務局を担う国の協会として E&CC LG の活動を支援
12 すると共に、メンバーの一員として意見を海外へ発信する等の活動に参画する。

13 8) 関連する政策に係わる情報収集と発信、多様な課題への対応

14 関連する政策に係わる情報収集を実施すると共に、得られた情報を会員と共有
15 し、適切に対応する。

17 7. 環境安全委員会（事務局 環境安全部）

19 (1) 企画及び運営の方針

20 1) 保安事故防止、環境保全、労働災害防止、物流安全を環境安全委員会の重要課題と
21 し、2016 年改正の「環境・健康・安全に関する日本化学工業協会基本方針」のもと、
22 「安全確保の取組みが新たな価値を生み出していく」という姿勢で、化学工業にお
23 ける「環境・健康・安全」に関する諸課題に対して以下の項目を実施する。

24 ① 最新の国内外の動向の把握と会員への積極的な情報発信による周知

25 （把握した傾向から必要に応じレスポンスブル・ケア委員会と連携する）

26 ② 化学業界の置かれた状況を考慮した意見の発信

27 ③ 自主的活動の展開を通じて社会からの要請に応じた成果を創出

28 これらによって、業界に対する社会からの信頼を継続して高めていく。

29 2) 保安防災部会、環境部会、労働安全衛生部会等をハブ的な組織として適宜開催し、
30 「環境・健康・安全」に関する諸課題への適切な対応を図る。個別のテーマについて
31 はワーキンググループ (WG) 等で更に検討する。また、他の委員会、及び各部会に
32 横断的に係わる重要事項については関係先と連携、協議して事業の推進を図る。

- 1 3) 官民学や、他の業界団体等との連携を積極的に取進める。
2 4) 優れた安全成績をあげた会員関連事業所を表彰し、その優れた活動等について協会
3 内外へ広く共有する。

4 5 (2) 活動計画

6 1) 保安防災部会

7 保安防災、物流安全は、レスポンスブル・ケアを推進していく上での日化協の大き
8 な二本の柱であり、2026 年度も引続き行政当局や関係機関との連携を取りながら
9 活動を取り進める。具体的には保安防災、物流安全に関連した法改正等の情報や、
10 各種検討会からの情報を会員へ伝達すると共に、会員の意見集約とその反映に努め
11 る等の活動を継続的に行う。

12 保安防災では、会員の自主的な保安防災への取組み支援に加えて、サイバーセキュ
13 リティ対策やスマート保安導入の支援を行っていく。特に日化協独自の事故評価基
14 準については、2025 年度に続き取組む。

15 物流安全では、2022 年度から始めた荷主の役割の啓発を含め、これまでの取組み
16 を継続していく。

17 ① 保安防災への取組み支援

18 a. 部会の中で化学業界に関連する保安事故事例の共有や部会員企業のグッドプ
19 ラクティスの紹介を行う。また、事故事例研究会では 2026 年度はヒューマン
20 エラー対策をテーマとして講演会の形式で行う。(近年、危険物施設の事故は
21 人的要因として操作確認不十分・維持管理不十分・誤操作等のヒューマンエ
22 ラーによるものが多く、対策のヒントとなる事例、講演を紹介する)

23 b. 保安事故防止検討 WG では、日化協としての事故評価基準を作成すると共に
24 関係官庁に説明して関連規則等の見直しを要望する。

25 c. 近年の自然災害では、会員企業の事業所にも被害影響がでていることから、
26 2026 年度も石油連盟、石油化学工業協会と共同で「津波等防災講演会」を開
27 催する。

28 d. 行政当局・関係機関との連携

29 経済産業省や消防庁、また、高圧ガス保安協会、危険物安全協会等関係機関の
30 保安に関する各種検討会や委員会に参加し、入手した情報を部会員各社に伝
31 達する。また、2026 年度も経済産業省化学兵器・麻薬原料等規制対策室によ
32 る「化学兵器禁止法に基づく届出・国際検査および麻薬新条約と最近の動向

1 について」の講演会を継続する。

2 ② スマート保安の導入支援

3 a. サイバー攻撃に対処するためには、脆弱性情報入手ルート確立やインシデ
4 ト発生時の対応として社内体制の構築が必要である。また JPCERT/CC 等と
5 の連携体制の構築も求められる。2026 年度も引き続き JPCERT/CC との協
6 力の下、脆弱性情報入手ルート確立、社内体制および連携体制の構築を支援
7 する。

8 b. 少子高齢化に伴う人材不足や技術継承、保全の高度化等の課題がある。その
9 中で保安力向上と競争力強化には、スマート保安導入を進めることが有効で
10 ある。2026 年度は一般社団法人 日本電気計測器工業会と無線技術等を利用
11 した IoT 導入について、情報交換を行う。

12 ③ 物流安全への取り組み

13 a. 危険物輸送に関する国際、国内基準に関する委員会に参加し、国際、国内動
14 向把握と会員意見を反映すると共に、関係先より得られた情報を速やかに会
15 員と共有する。

16 b. 物流安全における荷主の役割についての啓発を目的として、運送法制に関す
17 る以下の講演会を 2025 年度に続き開催する。

18 ・「危険物輸送に関わる荷主の義務と責任」

19 ・「危険物輸送における安全管理講習会」（関西化学工業協会共催）

20 c. イエローカードのより一層の普及のために、電話・メール相談への個別対応
21 を継続するとともに、イエローカードの講演会を行う。

22 2) 環境部会

23 環境部会では、環境規制動向を会員に共有すると共に、会員の意見・要望を国、
24 関係団体へ意見具申し、その達成に努める。また、カーボンニュートラル、サーキ
25 ュラエコノミー、及びネイチャーポジティブに向けて、自主行動計画の取組みを推
26 進し、環境負荷の低減、資源循環の促進を図る。

27 環境部会は、2026 年度も対面とオンラインのハイブリッド開催とし、毎月開催す
28 る。

29 ① 水質、大気、及び土壌規制等の環境保全への対応

30 a. 水質保全に関する政策への対応

31 関係行政、企業の尽力により公共用水域等における水質は大きく改善されてき
32 たが、近年は水環境に係る課題は多様化しており地域の実情に応じた水環境の管

1 理(総量管理等)など総合的な水環境管理の取組みが求められている。一方で、
2 PFAS については水濁法において指針値 (PFOS、PFOA) が設定され、水道法に
3 においては計 8 物質が要調査項目に指定される等、規制強化に向けた動きも見られ
4 る。こうした中、環境省では「水制度小委員会」を新設し、環境保全上の支障の
5 防止及び良好な環境の創出に向けた今後の制度の在り方について議論を始めて
6 いる。日化協では経団連と連携し同委員会に参画し、規制の在り方について積極
7 的に意見具申するとともに、国内外の最新の知見、欧米における規制動向、POPs
8 条約等に引き続き注視していく。

9 b. 大気保全に関する政策への対応

10 環境省は、酸化エチレン (EO) の指針値設定検討のほか、PM2.5 や光化学オ
11 キシダントの原因物質の究明、ヘキサクロブタジエン (HCBD) の排出実態把
12 握調査、大気中の水銀濃度に影響する要因等について継続して検討・検証してい
13 る。

14 日化協は、会員に各種検討・検証結果をタイムリーに周知し、各社の対策等に
15 反映頂くよう努める。

16 特に EO については、化学工業 3 団体 (日本界面活性剤工業会、石油化学工業
17 協会、日本化学工業協会) の自主管理計画に対する各社の進捗を取りまとめ、環
18 境省、経済産業省の検討会及び専門委員会に報告し取組みへの理解を得る。2025
19 年度は自主管理計画の最終年度であり、2026 年度以降の取組みについて今後経
20 済産業省とともに環境省と協議していく。

21 c. 土壌汚染対策に関する政策への対応

22 「中央環境審議会土壌制度小委員会」において、2025 年度中に土壌汚染対策法
23 施行後 5 年見直し (総論) が取りまとめられる予定であったが、技術的な詳細検
24 討も合わせて取り進めることとなり、2026 年度冬までに答申される見込みであ
25 る。

26 日化協は経団連と連携し、制度、運用、及びガイドラインの「簡素化、合理化、
27 分かりやすさ」をベースに積極的に意見具申していく。

28 ② 資源循環、廃棄物削減、及び廃棄物適正処理等への対応

29 a. プラスチック資源循環への対応

30 プラスチック資源循環促進法が 2022 年に施行され、経団連の「循環型社会形
31 成自主行動計画」に業種別のプラスチック資源循環に関する自主目標が 2025 年
32 度に追加された。これを受け、日化協は新たに化学産業としてのプラスチック資

1 源循環の 2040 年度自主目標（廃プラスチック再資源化率 50%以上）を設定し
2 た。日化協としてプラスチックの資源循環を推進していく。

3 b. 再資源化事業等高度化法への対応

4 2025 年度に再資源化事業等の高度化に係る認定基準、及び報告・公表制度が
5 検討され、再資源化事業等高度化法が 2025 年 11 月に施行された。日化協はケ
6 ミカルリサイクルにも適用される同法の認定制度における具体的な判断基準等
7 の政省令について注視し、環境部会にて会員と最新情報について共有していく。

8 c. フロン排出抑制法見直しへの対応

9 現行のフロン排出抑制法は 2020 年に改正され、改正施行後 5 年の点検時期を
10 迎えている。日化協は、2025 年度の見直し検討会へオブザーバー参加し、現行
11 簡易点検の有効性等について意見具申した。2026 年度も引き続き検討会等にて
12 実効性、持続可能性の観点から、規制、運用面での課題を洗い出し、経済産業省
13 を通し意見具申していく。

14 d. 低濃度 PCB 処理、及び処理期限への対応

15 低濃度 PCB 廃棄物の処理期限は PCB 特措法にて 2026 年度末までと規定され
16 ている。一方で、使用中の機器等については期限内処理が難しいことから、使用
17 中の機器等については処理期限以降にも届出制度を新設し使用可能とする方向
18 で環境省「PCB 廃棄物適正処理推進に関する検討委員会」にて検討が進められ
19 ている。環境部会では、確実な処理のために対応について周知徹底を図りつつ、
20 可能な限り期限内の処理を推奨していく。

21 2026 年度も会員の PCB 処理状況について調査を実施し、環境省「PCB 廃棄
22 物適正処理推進に関する検討委員会」において日化協会員の処理状況を報告す
23 る。

24 e. 改正廃棄物処理法への対応

25 2025 年の改正廃棄物処理法への対応について、会員に対し確実な実施を促すと
26 ともに、現在環境省「廃棄物処理制度小委員会」にて議論されている「不適正ヤ
27 ード問題、PCB 特措法、災害廃棄物」について最新情報を会員と共有する。会員
28 からの意見を取りまとめ、経済産業省、関係団体を通して環境省に意見具申する
29 ことで、その達成を目指す。

30 ③ 日化協自主行動計画取組み

31 a. PRTR・VOC に関する 2025 年度実績調査の実施

32 PRTR 法（化学物質排出把握管理促進法）の全届出対象物質、日化協自主調査

1 物質を加えた VOC の排出量について自主管理目標の達成度合いについて、実績
2 調査を実施する。調査結果は経済産業省へ報告するとともに、日化協アニュアル
3 レポート（資料編）に掲載する。

4 《PRTR・VOC に関する自主目標》

- 5 ・ PRTR/VOC 排出量：2010 年度比非悪化

6 ※有害性の高い物質については、個別に継続して削減に努める

7 b. 産業廃棄物に関する 2025 年度実績調査の実施

8 「産廃最終埋立量削減率」、「資源循環利用率」について自主目標を定め、実績
9 調査を実施する。調査結果は経団連に報告するとともに、日化協アニュアルレポ
10 ート（資料編）に掲載する。また、2026 年度の実績集計から新たに「プラスチ
11 ックの再資源化率」についても目標に加える。

12 《産業廃棄物に関する自主目標》

- 13 ・ 産廃最終（埋立）処分量削減率：70%以上（2000 年度比）
14 ・ 資源有効利用率：70%以上
15 ・ 廃プラスチックの資源有効利用率（最終目標：2040 年度）：50%以上

16 3) 労働安全衛生部会

17 「労働安全衛生」に係わる審議会及び各種検討会における規制の動向や内容を把握
18 し、その情報の会員への発信、周知を行う。また会員の意見を集約し、行政当局へ反
19 映し、その達成に努める。また、労働災害統計・労働災害事例等の活用を図り、会員
20 の労働災害防止活動を支援する。労働災害発生度数率は、厚生労働省取りまとめの
21 全国統計、日化協会員企業の労働安全衛生実態調査で 2024 年まで 3 年連続で増加
22 していた。そこで、厚生労働省立案の対策に取り組むと共に部会で 2025 年度に議論
23 した対策（会員や製造業主要団体の好事例の共有・水平展開等）を進める。
24 部会は年度 6 回開催する。

25 ① 労働安全衛生法等への対応

26 a. 厚生労働省等の委員会活動

27 厚生労働省等の求めに応じ、労働安全衛生関連法令の改正に向けた検討会・委
28 員会活動に協力する。

29 ㍿. 化学物質管理に係る専門家検討会（厚生労働省）

30 ㍿. 皮膚障害等化学物質の保護具の適切な選択に係る基準の普及・啓発委員会
31 （厚生労働省）

32 ㍿. 労働法規委員会労働安全衛生部会・WG 合同会合（経団連）

1 b. 労働安全衛生法改正等への対応

2 ｱ.濃度基準値の設定と測定方法の検討

3 現場作業でのリスク低減と同時に、合理的な基準値を設定頂き現場負担が低減
4 していくよう、現場の実情に即した運用方法を部会で検討の上で厚生労働省に
5 意見具申し、その達成を図る。

6 ｲ. 化学物質のリスクアセスメントの的確な実施に向けた制度改善への対応

7 安衛法の改正により、化学物質管理は事業者等による自律的管理と規制へと見
8 直された。今後は下位政省令の改正点等具体的な点（SDS 交付等の通知の義務
9 化、営業秘密の保持のための情報開示方法、個人ばく露測定 of 精度担保等）に
10 ついて部会で検討し、厚生労働省へ意見具申しその達成を図る。

11 ｳ. 労働政策審議会安全衛生分科会の検討項目に関する情報共有。

12 ｴ. 厚生労働省、他団体の動向を安環ネットで発信する。また会員向け説明会を適
13 宜開催し、会員の労働安全衛生法改正への対応を支援する。

14 ② 労働安全衛生実態調査

15 a. 労働安全衛生実態調査

16 会員企業の協力を仰ぎ、労働安全衛生実態調査（2026年版 第50回）結果報告
17 書を作成・発刊する。また協力会社のデータ取得を引続きお願いする。

18 b. 労働災害削減活動

19 労働災害発生の度数率、強度率の改善に向けて、これまでの災害事例について
20 詳細な解析を行う。また第14次防の取組みに加えて化学業界として取り組む対策
21 として、事故型分類で上位の災害（転倒、はさまれ・巻き込まれ）や高年齢労働
22 者の安全衛生対策について、会員や製造業主要団体の好事例の共有・水平展開を
23 進め、労働災害削減に向けた取組みを推進する。

24 ③ 顕彰

25 安全優良職長厚生労働大臣顕彰、中央労働災害防止協会緑十字賞の日化協推薦
26 に向けて、会員企業の積極的応募を呼び掛ける。労働安全衛生部会委員による厳
27 正な審査を通じて日化協推薦を行う。

28 ④ 化学防護手袋研究会（非営利団体）

29 新たな化学物質管理規制の施行開始に対し、これまで化学防護手袋研究会の活
30 動に参画しそれを支援している。簡易的な化学防護手袋の耐透過性評価の紹介や、
31 経皮ばく露防止対策としての化学防護手袋の適正な使用方法の普及、新規使用方
32 法の開発、新規材料の化学防護手袋の開発等の情報交換・検討を行い、会員企業

1 の経皮ばく露防止対策の支援を図る。

2 4) 安全表彰会議

3 「安全表彰」により優秀な安全成績をあげた会員関連事業所を称える。更に、その
4 優れた活動等について協会内外へ広く共有することにより、会員のみならず化学産
5 業界全体の安全意識の高揚及び安全対策の向上へ貢献する。また、会員の安全成績
6 を認定し称える「無災害事業所確認制度」の更なる普及を図り、会員関連事業所等
7 の安全への取組みを支援する。

8 ① 日化協安全表彰

9 安全表彰制度に基づき、優れた安全成績をあげた会員関連事業所を募集し、表
10 彰候補の審査・選定を行う。

11 ② 安全シンポジウム

12 「安全シンポジウム」を開催し、安全表彰事業所の安全管理活動をベストプラク
13 ティスとして広く会員へ公開する。シンポジウムでは安全表彰事業所トップによ
14 る活動紹介、パネルディスカッションを行う。パネルディスカッションについて
15 は、会員事業所で活用できるようにまとめ、配布する。

16 ③ 無災害事業所確認制度

17 無災害事業所確認制度を、申告事業所従業員の単独の安全成績での確認から、
18 申告事業所と協力会社が一体となった総合安全成績での確認へ 2025 年より移行
19 した。それにより、制度要領も改定されたため、引き続き本制度の説明会の実施
20 などの活動を行う。

21 ④ ベストプラクティス集

22 安全表彰受賞事業所の優れた安全活動事例を編纂したベストプラクティス集に
23 ついては、次回V版（2026～2028 年度の3年間を対象）を 2028 年度に発刊する
24 ため、都度編集を進める。

25 ⑤ 東京産業安全塾

26 「2026 年度東京産業安全塾」を開講する。（日化協、石油連盟、石油化学工業協
27 会共催）

28 これにより、石油・化学産業において安全を理解できる将来の経営者と管理者、
29 安全推進専門家を育成する。

30
31
32

1 8. 化学品管理委員会（事務局 化学品管理部）

3 (1) 企画及び運営の方針

4 会員の事業活動における化学品管理業務の支援強化と、産業界の自主的活動を更
5 に普及・拡大することを基本方針とする。2025年度に引続き、会員への情報発信の
6 更なる強化と内容の一層の充実を図る。特に、2026年度は第1回GFC国際会議へ
7 の対応、GFCに基づいた日化協による行動計画の立案、プラスチック汚染終結に向
8 けた国際協定案を議論している政府間交渉委員会への対応、改正安衛法下位法令の
9 行政当局による検討内容への対応の継続など、引続き持続的な発展に向けたリスク
10 ベースの化学品管理の普及及び促進に重点を置き、効率的・効果的に業務を推進す
11 る。

12 1) 国内外規制対応

13 国内外規制の動向を早期に把握し、収集・解析した情報を会員に漏れなく発信
14 し、意見集約を図ると共に、リスクベースの管理に基づく合理的で個社にとって
15 実効性がある法規制への提言に向けて、戦略的かつ的確な対応を図る。

16 2) ICCA 活動

17 化学業界共通の国際的な課題に対し、ICCAの関連活動への参加を通じ、国際動
18 向をいち早く会員へ情報提供し、会員の立場を反映したICCA内での合意形成を
19 目指すことで国際課題への対応を図る。

20 3) 産業界の自主的取組みの推進

21 GPS/JIPS活動を継続すると共に、製品含有化学物質管理の普及促進により、
22 サプライチェーンでの化学品によるリスクの最小化に向けて多様な展開を図る。
23 また、会員の海外での事業展開ニーズに適応し、必要な活動を展開する。特に、
24 GFCに基づいた化学業界による行動計画の立案に向け、主導的に対応する。

25 4) 会員への支援強化

26 委員会、各種WG活動やネット配信等による会員への情報提供の在り方につい
27 て見直しを行い、よりニーズにあった情報の提供を行う。また、ケミカルリスク
28 フォーラム(CRF)、長期自主研究支援(LRI)等については、人材育成を含め、
29 会員のニーズに沿って更に内容を充実させると共に、関連する学会、研究機関等
30 とも連携しながら化学物質評価・管理の技術基盤の整備・確立を推進する。

32 (2) 活動計画

1) 化学品規制への適切な対応

① 国内化学品管理規制に対する取組み

a. 「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」(化審法)

・化審法は、2024年1月で前回法改正(全面施行)から5年経過したことから、2024年度から制度構築WG(行政当局主催)において施行状況の確認及び今後の検討課題についての議論が進められ、2025年7月に報告書(化学物質審査規制法の平成29年改正の施行状況の評価及び今後の化学物質対策の在り方について)が公開された。本報告書では、「合同委員会で整理した検討課題について、引き続き検討する」とされており、2025年度以降、化審法の政省令の見直しに係わるような検討が更に進むことが想定されることから、関連検討会への参画を始め、行政当局との対話を継続する。その過程においては会員の意見を傾聴し、それらの意見を政省令改正に反映するように取り組む。

・既存化学物質のリスク評価、及び第一種、第二種特定化学物質の新規指定については、規制の動向などの情報を会員に提供すると共に、適切な対応の実施を支援する。

・法の運用については、行政当局との対話、意見具申を継続する。

b. 「労働安全衛生法」(安衛法)、「毒物及び劇物取締法」(毒劇法)、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(化管法)、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」(薬機法)、及び「麻薬及び向精神薬取締法」(麻向法)等

・各法規の化学品管理に関する規制動向の的確な把握と会員への情報提供、行政当局との対話、意見具申を継続する。

・安衛法では、労働災害防止のための新たな化学物質規制として、2022年度以降に種々の政省令等が改正された。また、2024年8月に公表された「化学物質管理に係る専門家検討会中間取りまとめ」に則って、2025年5月に改正安衛法が公示された。2026年度以降も改正安衛法下位法令の改正が予定されている。会員意見を反映させるために、行政当局との対話、意見具申を継続すると共に、会員による法令改正への対応を支援する。

・毒劇法では、行政当局と連携し、毒物・劇物候補物質の公示前の情報収集を継続する。また、対象物質選定方法・基準、運用基準等について、行政当局との対話を継続する。

- 1 ・化管法では、2021年に公布された対象物質見直しに係る改正政令の2023年
2 4月施行を受け、行政当局と連携し、事業者によるSDS提供及びPRTR対
3 応を支援する。

4 ② 海外化学品管理規制に対する取組み

5 a. 米国

- 6 ・TSCA(有害物質規制法)では、高優先物質のリスク評価及びリスク管理措
7 置策定が進行しており、これらの対応について会員支援を継続する。PMN
8 (製造前届出)の審査、既存化学物質のリスク評価などの動向について情報
9 を収集し、ACCと連携して、行政当局に対して会員の意見を反映させるべ
10 く活動を推進する。

- 11 ・PFASについて、2021年公表のPFAS strategic roadmapや2025年1月の
12 政権交代に伴う化学品管理政策の動向等を注視し、適宜会員に情報提供す
13 る。

14 b. 欧州

- 15 ・REACH規則改正の動向把握、PFAS制限提案の審議対応、循環型経済への
16 移行促進に向けた新法制定や法改正対応に加え、動物試験廃止の流れに沿っ
17 たNAMsの導入や有害物質代替といった規制強化及び変更に対し、迅速な
18 動向把握と会員への情報提供を行う。具体的な対応は海外法WG欧州地域検
19 討チームを中心に検討する。

- 20 ・EU Green Dealの政策の一つである、EUタクソノミーやエコデザイン規則
21 など化学品管理に影響する政策については、会員への情報提供、日本の行政
22 当局とも連携した対応を継続する。CSSの施策の一つであるSSbDフレーム
23 ワーク構築の進捗についても、関連するWGに広く情報提供するとともに関
24 係機関と情報交換しながら適切な対応を進める。

25 c. アジア

- 26 ・韓国については、「化学物質の登録及び評価等に関する法律」、「化学物質管
27 理法」、「産業安全保健法」及び「生活化学製品及び殺生物剤の安全管理に関
28 する法律」の改正や施行状況の情報を迅速に収集し、関係機関と連携して、
29 行政当局に対し産業界の要望を反映させるべく活動を推進する。

- 30 ・その他、東アジア諸国、東南アジア諸国、特に化学品管理の法規制の制度改
31 正が進められている中国、ベトナム、フィリピン、タイ、インド等について
32 は、日本の行政当局とも連携し、また、現地関係機関との協力関係の維持・

1 強化を通じ、当該国の法規制動向を入手し、各国の行政当局に対して日本の
2 産業界として必要な意見具申を行う。

3 ・RC委員会と協働して、ASEANで事業を行う会員企業の化学品管理に係わ
4 る能力構築や人材育成のため、ワークショップ等を開催する際には、講師担
5 当等の支援を行う。

6 d. 化学品管理に関連する国際条約の動向についても的確に対応する。

7 ③ GHS 定着への取組み

8 a. GHSに関する国内規格 JIS Z 7252:2019 (GHSに基づく化学物質等の分類方
9 法)、及び JIS Z 7253:2019 (GHSに基づく化学品危険有害性情報の伝達方
10 法ーラベル、作業場内の表示及び安全データシート (SDS)) が、2024年
11 で5年が経過し、産業標準化法により改正の検討が必要となることから、2023
12 年度より GHS-WG を中心に改正作業を進め、改正 JIS Z 7252:2025 及び改
13 正 JIS Z 7253:2025 が 2025年12月に公示された。2026年度は日化協内外
14 のセミナーの機会等を利用し、JIS改正内容の周知活動を2025年度に引き続
15 き行う。

16 b. GHS関係省庁等連絡会議、国連GHS専門家小委員会等に参画して最新情報
17 の収集・意見提案等を行い、会員に情報提供する。

18 c. 政府のGHS分類事業等に参画し、適宜、政府によるGHS分類案への意見具
19 申を行い、国内法とGHSとの適切な整合に貢献する。

20 2) 国際化学工業協会協議会 (ICCA) での活動

21 ① CP&H LG 及び関連作業グループ (Measurability WG、Sustainability

22 Ambition WG、Transparency WG 等) への参加を通じ、2023年9月21日
23 に ICCA が公表した Ambition の実現に向けた貢献を継続すると共に、2026年
24 11月に開催される第1回 GFC 国際会議 (IC-1) に向け、GFC Bureau が中心
25 となり組織された複数の作業グループが実施中の GFC 実施計画策定作業等の
26 各種活動情報の入手を行い、会員へ情報提供すると共に、ICCA および日本政
27 府を通じ適宜、同作業グループへ会員意見を発信する。また、IC-1 では、各種
28 採択に向けた議論に対し、会員意見を反映した意見具申を実施するほか、得ら
29 れた情報を会員に情報提供する。また、CP&H LG が PLG と連携して進めて
30 いるプラスチックに使われる化学物質のデータベース開発については、国内会
31 員会社の活動支援を目的とし、関連する WG における活動を継続する。更に、
32 GHS Policy WG を通じ、EU による新危険有害性分類の GHS 導入提案に関す

1 る議論を行う国連 GHS 専門家小委員会等に対し産業界の意見具申を行う。
2 2025 年に CP&H LG 傘下となったグローバル規制協力 (GRC) では、ACC、
3 Cefic と共に ASEAN 規制協力プラットフォーム (ARCP) の推進を継続支援す
4 る。リスク評価、GHS などのワークショップ開催を通じ、キャパシティビル
5 ディング活動に協力する。また、海外法 WG の会員と情報共有し、必要に応じ
6 て会員会社の意見を取りまとめ、ワークショップ等の場で反映する。

7 ② 2025 年、INC5.2 においてプラスチック汚染終結のための国際協定案の合意に
8 至らなかったため、引き続き PLG へ参加し、INC5.4 に向け ICCA および日本
9 政府を通じた会員意見の具申を行う。

10 ③ Microplastics Steering Group では、マイクロプラスチック問題に対応
11 するため、ACC、Cefic 等とのグローバルな協力体制を確立し、問題解決に
12 向けた戦略的な研究の立案、及び MARII を含めた活動を推進する。

13 3) AMEICC 等官民連携プログラム

14 AMEICC の活動に参画し、日本の化学産業界の立場で、化学品管理に関する規
15 制と運用の改善等に関して支援を行う。

16 4) GPS/JIPS の推進

17 ① 2023 年 9 月、ICCM5 で採択された GFC に対する日化協による行動計画案を
18 立案する。

19 ② GPS/JIPS GSS 作成・更新を GPS/JIPS 活動を通して促進する。GSS は、
20 JCIA BIGDr 上での公開を継続する。

21 ③ 「環境・健康・安全に関する日本化学工業協会基本方針」に基づき、化学物質
22 リスク評価支援ポータルサイト、JCIA BIGDr 及びリスク評価支援ツール、
23 BIGDr.Worker を運営・普及することで、会員企業のリスクベースでの化学品管
24 理能力向上を図る。また、ケミカルリスクフォーラム等のセミナー開催・配信に
25 より、GPS/JIPS 活動の理解と普及を進め、個社の化学品管理を支援する

26 5) OECD 活動

27 日本経団連・BIAC の化学物質委員会の立場で、化学品管理に係る OECD
28 の化学品・バイオテクノロジー委員会及び関係する WG、TF 等の活動に広く参画
29 し、化学品管理に関する規制と運用に関する意見具申、提言を行う。

30 6) サプライチェーン対応

31 関連ユーザー業界との協力関係を密にしてサプライチェーンにおける適切な化
32 学物質管理の推進を図るため、ユーザー対応 WG の活動及び以下の活動を継続実

- 1 施する。
- 2 ① サプライチェーンでの製品含有化学物質情報共有スキーム「chemSHERPA」
3 の管理対象物質リストの維持管理に関して、会員企業の要望等を踏まえて適正
4 な運営支援を継続する。
- 5 ② 日米欧の自動車、自動車部品、化学メーカーの代表で構成する組織（GASG）
6 が作成する物質リスト（GADSL）の維持管理について、日本自動車工業会の
7 物質リスト検討分科会に参画し、化学産業界として協力を継続する。
- 8 ③ JEITA 等の電機・電子業界が推進する国際規格 IEC/TC111（電気・電子機の
9 環境規格）の国内委員会や WG による国際標準の維持・作成に協力する。
- 10 ④ 産業間横断的な含有化学物質伝達プラットフォームの構築を目指す CMP に
11 参画し、会員企業等の要望を踏まえて適切な仕組みとなるように CMP 構築支
12 援を行う。
- 13 ⑤ 各国で制定が予想される製品中の化学物質規制に対応するため、会員と情報
14 共有、具体的対応の協議、及び必要に応じて化学産業界の立場から行政当局に
15 対し意見具申を行う。
- 16 7) リスク管理諸課題に関する対応
- 17 ① 新規課題対応 WG
- 18 以下の安全性問題・規制動向に関する情報を収集して課題を抽出し、会員へ情
19 報発信すると共に、必要に応じて提言を取りまとめ、対外的な意見具申を行
20 う。また、活動を通して得た情報や課題を関連 WG、及び LRI とも共有し、連
21 携を図る。
- 22 a. ナノマテリアル等の新規な化学物質の安全性評価法や国内外の規制動向
- 23 b. 内分泌かく乱物質に係わる国内外の規制動向及び環境省 EXTEND 2022、
24 エコチル調査の動向把握
- 25 c. 海洋プラスチックゴミ及びマイクロプラスチック問題に関する国内及び国際
26 動向と科学的知見の収集
- 27 d. PMT (Persistent, Mobile, and Toxic) に関する国際動向と科学的知見の収集
- 28 e. GFC (Global Framework on Chemicals) 及び循環経済の実現に向けて求めら
29 れる化学物質の安全性評価手法に関する国際動向と科学的知見の収集
- 30 ② リスク評価技術 WG
- 31 化学物質のリスク評価・管理に関する技術的課題に対処するため、下記の事項
32 を中心に情報収集・発信し、活動を推進する。

- 1 a. 有害性評価手法：動物実験代替法（*in silico*、*in vitro* 試験等）の官民での普
2 及と活用推進、JaCVAM（日本動物実験代替法評価センター）との連携強化
3 b. 化審法対応：リスク評価の技術的課題に対する調査検討、行政当局への意見
4 具申及び検討会への参画
5 c. OECD 対応：日本経団連・BIAC の活動を通じ、関係機関と連携しながら以
6 下のプログラムに重点をおいて化学産業界の意見を反映させる。
7 ・テストガイドラインの評価と試験法開発
8 ・有害性評価や曝露評価プログラム
9 ・ナノ材料に関する試験法・評価法開発
10 d. 関係部会対応：GPS/JIPS 及び LRI との連携、化学品規制への技術対応、
11 GHS WG への技術面からの助言。
12 e. 欧州 REACH・CSS 対応：欧州ポリマー規制及び PMT 及び CSS 等に海外法
13 WG と連携して対応する。
- 14 ③ マイクロプラスチック検討 TF
15 マイクロプラスチックに関係する課題全般について、安全性、規制、新素材等
16 も含めて科学的な側面から課題を抽出し、以下の活動を行う。
17 a. 国内外のマイクロプラスチックに関する科学・技術的知見の情報収集、解
18 析、動向把握
19 b. ICCA の科学的な取組みに対し、意見を作成・発信
20 c. LRI 研究としてのニーズの検討と提言
21 必要に応じて、LRI、新規課題対応 WG 等のメンバーと共に活動する。
- 22 8) LRI の推進
23 ① 研究の推進
24 ・2026 年度第 14 期委託研究を、年間計画に従い推進する。研究モニタリングに
25 より進捗を把握すると共に、研究成果の評価を行い、次期に向けた継続可否を
26 決定する。2025 年度終了研究は、成果の活用について検討し、必要に応じて追
27 加のサポートを実施する。
28 ・2027 年度第 15 期新規研究課題の採択を行う。2026 年度に策定する中期研究戦
29 略（2027 年度～2029 年度）に則り、研究のニーズと期待する成果、その活用ま
30 でを考慮して、募集する研究テーマを設定する。
31 ② 国際連携、協力
32 ・ICCA の LRI 活動に参画し、Cefic、ACC との連携を強化する。日米欧で相互に

1 研究内容を共有し、研究の重複を避け、相乗効果をめざした研究活動を実施す
2 る。また、日化協 LRI のウェブサイトでは欧米の研究の紹介、マイクロプラスチ
3 ック問題等のグローバルな共通課題への対応等、国際協力を推進する。

4 ③ 活動の発信、広報

- 5 ・ LRI 活動について、国内外への情報発信を強化する。LRI ウェブサイトの充実
6 を図ると共に、新聞・雑誌等での広報を積極的に行い、認知度の向上を図る。
- 7 ・ 日本毒性学会及び日本動物実験代替法学会内に設置した日化協 LRI 賞の表彰を
8 継続し、若手研究者の育成を支援すると共に、2026 年度日本毒性学会学術年会
9 にて開催予定の日化協 LRI におけるマイクロプラスチック研究に関するセッシ
10 ョン等を通じて、学会、研究者に対する LRI の知名度の向上と関係強化を図
11 る。
- 12 ・ LRI 研究報告会を開催し、研究成果の報告を行うと共に、LRI の活動を紹介
13 し、周知を促進する。

14 9) 化学品管理と関連する情報伝達の促進、及び人材育成支援

15 ① ケミカルリスクフォーラム (CRF)

16 化学品管理関係の人材育成を目的に、初級者を対象として必要な専門知識につ
17 いて包括的にレクチャーする CRF を、化学品管理部の基幹セミナーと位置づ
18 け、合理的で効果的なセミナーの開催を図る。

19 a. 2025 年度に続き会場聴講とオンライン聴講を自由に選択できる形式とし、ま
20 た、社内研修での活用を目的とした社内オンライン配信が可能なコースを継
21 続する。

22 b. CRF のカリキュラムは、化学品管理に係わる最新の情報の反映に加え、オン
23 ライン配信による受講者層の変化等も考慮し、よりニーズに沿ったものを企
24 画する。

- 25 ② 会員の意見・要望に沿って、会員企業の化学品管理関係の人材育成を目的とし
26 た活動を実施する。また、川中、川下事業者における適切な化学品管理と関連
27 する情報の伝達を促進するため、非会員も対象にした安衛法セミナー等も適宜
28 開催する。

29 10) プラスチック汚染問題への対応

30 海洋プラスチック問題対応協議会 (JaIME) の活動終了に伴い、プラスチック
31 境問題にかかる活動を継続するために、2023 年 4 月に設立した JaIPLE では
32 以下の取組みを行う。

1 ・プラスチック汚染問題に関する情報収集を行い、関係諸団体と共有すると
2 共に、INC に向け国内行政機関に対し化学産業界としての意見具申を継続
3 する。

4 9. レスポンシブル・ケア委員会（事務局 レスポンシブル・ケア推進部）

5 6 (1) 企画及び運営の方針

7 「持続可能な社会の構築への貢献」を基本に、2016 年改正の「環境・健康・安全
8 に関する日本化学工業協会基本方針」を踏まえ、化学産業の更なるプレゼンス向上に
9 向けた積極的で、かつ開かれた活動を展開する。

10 国内においては、地域、消費者との対話を継続する。また RC ニュース、アニュ
11 アルレポート等の広報活動も合わせ、社会への RC 活動認知度向上を図る。RC 賞表
12 彰や検証活動、リスクコミュニケーション研修等により、会員の企業価値向上活動
13 を支援する。会員の意見及び化学産業を取り巻く環境の変化に対応したこれら活動
14 を通じて、活動改善を進めていく。2026 年度からは自己評価ツール導入により、RC
15 活動改善状況の見える化を図る。

16 RC のブランド認知度向上を目的に、ICCA RCLG が RC ロゴを改定した。日本で
17 は 2026 年度内の RC ロゴ改定に向けて、新ロゴ商標を登録し切り替えを進める。

18 海外では、東南アジアで講演会やワークショップ開催により、会員現地企業の RC
19 活動を支援する。また、ICCA RCLG の方針のもと、APRO 等を通じてアジア各国
20 との協調を図る。

21 RC 活動全般において RC コードを運用し、会員各社の保安・環境活動目標やその
22 活動のコード要求事項への適合確認を継続する。

23 海外支援では、e-learning 教材を活用した RC 関連教育につき、提供範囲拡大、資
24 料の充実を図る。

25 尚、委員会財務健全化を図るため、2022 年度から改定した委員会年会費水準を
26 2026 年度も継続する。

27 28 (2) 活動計画

29 1) RC 活動の継続的な改善推進

30 ① 会員交流 WG：会員交流会、勉強会の実施

31 ・会員交流会

32 環境・健康・安全に関するベストプラクティスの共有を図ることを目的とし
33 て、東京と大阪で開催する。参加者のニーズと時流を捉えた内容のテーマを選

1 択し、それについて討議を行う。

2 ・会員交流勉強会

3 会員各社が抱えている共通の問題内容について意見交換を目的に、東京と大
4 阪でそれぞれ開催する。

5 ② 日化協レスポンスブル・ケア賞（第 20 回）

6 RC 賞表彰委員会により募集、審査、選考を行うと共に、受賞講演等を通じ
7 て、優れた RC 活動内容を会員企業間で共有する。また広報活動にも力を入
8 れ、社会における RC 活動の認知度向上につなげる。

9 2) RC 活動に対する社会認知度の更なる向上

10 日化協の RC の取組み姿勢をより明確にし、社会への更なる認知度向上に向け
11 た RC 活動報告会、地域及び市民対話、更に広報活動等を積極的に展開する。

12 ① 活動報告 WG

13 会員の RC 活動成果を集約した日化協アニュアルレポート資料編、活動内容
14 を定期的に紹介する RC ニュースの発行を継続する。各種イベント・新聞・雑
15 誌等を活用して広報活動を行い、RC 活動成果を社会に発信する。

16 ② 対話 WG

17 a. 地域対話：

18 全 14 地区で各地区 2 年に 1 回の開催を原則に開催し、地域住民とのコミュ
19 ニケーションを図る。2026 年度の開催は、以下の 8 地区（四日市、山口東、
20 愛知、千葉、兵庫、鹿島、富山・高岡、新潟北）。

21 より充実した地域対話とするため、各地区の代表幹事からなる地区代表幹事
22 会を開催し、またそれぞれの地区で実施する準備会合等を通して前年度まで
23 の各地域対話集会の参考となる点や課題等の情報を全地区で共有し、対話の
24 改善を進める。また、第三者視点の確保と意見交換の充実を図るため、パネ
25 ルディスカッションでのファシリテーターは、引続き外部有識者をお願いす
26 る。更に、幅広い住民層の参加を促進し、RC 活動の認知度向上のためにメデ
27 ィアからの取材も積極的に受ける。個々の事業所あるいは事業所グループで
28 行っている個別住民対話集会に対する補助制度を継続する。2025 年度に引続
29 き、会員企業単社及び既登録 14 地区以外の地区の登録を促進する。

30 リスクコミュニケーション研修を開催する。加えて、クライシスコミュニケ
31 ーション講演または研修を開催する。

32 b. 市民対話：

1 関東、関西両地区で、消費者団体との対話集会を開催する。化学業界からの
2 最新情報に加え、以下を通じてより深く RC 活動をご理解頂く。

- 3 ・時代の潮流を意識したテーマの講演による、お互いの問題意識の共有
- 4 ・会員企業・団体が供給している消費者向け製品についての話題提供
- 5 ・工場見学や開発センターへの訪問を通してモノづくりの現場の紹介

6 3) 国際活動の充実

7 ICCA の RCLG に積極的に参加すると共に、APRO 各国 RC 協会とのコミュニ
8 ケーションを通じ、RCLG が目指す RC 普及・レベルアップ活動に貢献する。

9 日化協独自の活動としては、東南アジアにおける日化協会員現地企業の RC 活
10 動を、海外支援 WG により支援し、アジア諸国における日本化学産業のプレゼン
11 ス向上を図る。

12 ① ICCA の RCLG 活動の推進

13 a. キャパシティビルディング

14 RCLG からの要請に応じて各国 RC 活動の支援を行う。

15 b. KPI 強化プロジェクト

16 RCLG では、各国の RC 活動状況を KPI で測定し、その強化を図ろうと
17 している。日化協では、日化協会員の生産量、排出量、資源使用量など約 20
18 項目の KPI 項目を取りまとめ、RCLG のデータベースへアップロードする。
19 2026 年度はデータ取りまとめに加えて、データベースの有効活用につなげる
20 べく、ICCA の解析システム整備を支援する。

21 c. ICCA 自己評価ツール (Self Assessment Tool : SAT)

22 各国、個社による RC 活動の新たな指針とすべく、ICCA で SAT が開発さ
23 れた。SAT では、労働安全衛生、保安防災など RC の 6 つの柱別に、その達
24 成レベルが図示されると共に、さらなる改善のためのヒントが提供される。欧
25 州では試行が始まっているが、日本では 2025 年度にシステム、マニュアルの
26 日本語翻訳と入力サイトへのアップロードを完了した。2026 年度より、日本
27 でも試行を開始する。またアジア各国 RC 協会での導入を支援する。

28 d. RC ロゴ改定 : RC ブランドの認知度向上を目的に、ICCA の RC ロゴが 2024
29 年に改定された。それに伴い、新ロゴの日本版を商標出願し、現行ロゴからの
30 切り替えを進める。2026 年度内の切り替えを目標とするが、当面の現行ロゴ
31 使用は妨げない。

32 ② APRO を中心としたアジア各国の RC 活動の支援

1 a. 日化協は APRO 議長国として APRO 各国 RC 協会の RC 活動を支援すると共
2 に、コミュニケーション・連携を強化する。

3 b. 日中化学産業会議、日韓定期会合

4 RC 関連トピックが議題に含まれていた場合、それに対応する。

5 ③ 海外支援 WG

6 a. タイ、インドネシア、マレーシア、ベトナムにおける講演会、ワークショッ
7 プ (WS) の開催を継続し、日化協会員現地企業の RC 活動を支援する。

8 b. 日化協内で海外支援 WG 活動の認知度向上を図ると共に会員企業とその現地
9 法人のニーズを更に掘り起こし、支援活動を改善する。

10 c. 現地スタッフ向け e-learning 教材の充実とオンデマンド配信システムの提供
11 範囲の拡大を図る。

12 d. 海外支援 WG 会議 では事業進捗を報告すると共に、支援内容につき議論し
13 その更なる充実を図る。

14 4) 検証活動

15 日化協の「環境・健康・安全に関する日本化学工業協会基本方針」を踏まえ、
16 社会環境等を勘案して検証活動を行い、検証受審企業の持続的発展に貢献する。

17 「活動検証」では、最近の RC 活動の動向も踏まえて検証を進める。

18 また「温室効果ガス (GHG) 検証」も引き続き行う。

19 検証の信頼性向上に貢献していくため、日化協内外の講習受講等で検証員への教
20 育等を継続する。

21 22 III. 関連組織の活動計画

23 24 1. 化学製品 PL 相談センター

25 26 (1) 企画及び運営の方針

27 当センターは、化学製品による消費者事故に関連した相談に対応することで、消
28 費者被害の救済につなげることを目的に設立された。同時に、消費者事故を未然に
29 防ぎ、再発を防止するための活動も重要である。近年はインターネットの普及によ
30 り、消費者は、容易に様々な情報を入手することができるようになった一方、情報
31 過多となり、適切で正しい情報を取捨選択することが難しくなっている。当セ
32 ンターは、ウェブサイトや消費生活センター等を通じ、化学物質のリスクに関する

1 正しい知識や、化学製品を安全・安心に使いこなすための情報発信を行い、新しい
2 消費者市民社会の構築に寄与していく。

4 (2) 活動計画

5 1) 相談対応のレベル向上質と満足度の高い相談対応

6 運営協議会やサポートスタッフの支援・指導のもと、消費生活センターや
7 生活者が抱く化学物質に対する不安を軽減し、質が高く満足度の高い相談対応を
8 実施する。また、相対交渉促進や消費生活センターとの連携を通して、製造物責
9 任に関連した消費者被害の救済に努める。

10 2) 情報発信力の強化

11 ウェブサイトに掲載情報の充実により、化学物質・化学製品に対する正しい理
12 解の促進および事故防止を図る。

13 ・ウェブサイト充実させ、タイムリーな情報発信により、利用者の自己解決を
14 推進する。

15 ・「活動報告書」、「アクティビティノート」等の報告内容の充実

16 ・ウェブサイト利用者の増加につながる広報活動の実施

17 3) 消費者啓発活動

18 化学製品による事故の防止につながる消費者啓発に取り組み、全国の消費生活
19 センター、地方自治体等の要望に応じた出前講座や啓発資料の提供を行う。

20 ・「化学製品を上手に利用するために」「化学製品と化学物質の知識」等の出前講
21 座を実施。

22 ・消費者だけではなく、消費生活相談員に向けた情報発信や講座を積極的に実施
23 し、消費生活相談員が安心して対応できるようにサポート。

24 ・今までの知見をまとめた啓発冊子「気をつけよう暮らしの事故」Ⅰ～Ⅳ、「化
25 学の歳時記」等を、消費生活センターを通じて積極的に配布。

27 2. 化学人材育成プログラム協議会（事務局 技術部）

29 (1) 企画及び運営の方針

30 行政当局、アカデミア、化学系他団体との緊密な連携のもと、化学産業界が求める高度理
31 系人材像を広く大学側に発信する。その人材ニーズに応える優れた教育カリキュラムを整え
32 る化学系専攻とそこに学ぶ博士課程学生に対し、教育や就職及び経済的な支援を行い、将
33 来、化学産業界で活躍を希望する博士人材の安定的な育成に貢献する。

1
2 **(2) 活動計画**

3 1) 支援対象専攻の選定とフォローアップ

4 第 17 回審査委員会を開催し、化学産業界の人材ニーズに適合する博士人材の育
5 成に積極的な大学院専攻を支援対象として選定する。また、採用された支援対象
6 専攻を訪問することにより、博士人材育成の取組み状況の確認及び本プログラム
7 に対する意見聴取を行う。

8 2) 奨学金の給付

9 採用された支援対象専攻の中で、特に優れた取組みを実施している専攻を奨学
10 金給付対象として選定し、該専攻が推薦する学生に対し奨学金を支給する。

11 3) 産学交流

12 支援対象専攻と協議会会員企業の交流の場として、「化学人材交流フォーラム 2026」
13 を開催する。学生側より博士後期課程 2 年生の奨学生による研究活動や学生生活の状
14 況を報告してもらおうと共に、企業側からの博士人材への期待や企業で実際に活躍する博
15 士事例紹介を行い、支援対象専攻と企業の相互理解を促進する。

16 4) 就職支援

17 支援対象専攻の博士課程学生と、協議会会員企業の採用担当者や研究開発担当
18 者が直接交流できる「学生・企業交流会 2026」を開催する。就職を考える博士課
19 程学生が各企業の採用や研究開発等の情報を得ると共に、企業側にも自社に関心
20 を持つ学生の情報を提供し、双方の円滑な就職及び採用活動を支援する。

21 5) 化学産業教育の提供

22 「化学産業論」講座を大阪公立大学(10 年目/4 月~/対面)、東京大学(6 年目/6 月
23 ~/ハイブリッド/総論のみ)、神戸大学(3 年目/4 月~/対面)で開講する。

24 化学産業教育 WG では、各専攻における本講座の教育効果を検証し、次年度以降
25 の適切な講義計画を検討する。

26
27 **3. 危険品貨物情報室**

28
29 危険物航空貨物情報に関する相談を継続し、航空貨物輸送の安全確保に貢献する。
30 貨物情報室業務内容に関する広報活動を通じて、会員の維持に努める。航空輸送の
31 荷主責任については、保安防災部会と協働しその浸透を図る。

1 IV. 事務局共通事項

3 1. 会員サービス等の向上

5 2026年度は、コロナ禍を経て定着した各種説明会、セミナー等のハイブリッド形式
6 での実施を継続し、より多くの会員への情報提供の機会を増やす。対面開催では双方
7 向のコミュニケーションを増やすことにより、会員の交流、情報・意見交換の場の充
8 実を図り、健全な化学産業の発展に資するよう努める。また、サービスを支える職員
9 の人材面については、事務局にて中期整員計画を策定し、企画運営部会への検討経過
10 報告などをおこなう。

12 2. 情報化の推進

14 情報化に関しては、以下の方針に従い対応する。

15 1) 日化協で使用している情報システムの維持、管理、更新を行うと共に、日化協の
16 業務遂行が効率的、かつ円滑に行われる情報システムを構築する。

17 とりわけ、稟議書・意思決定システムの改善をはじめ事務の効率化に貢献するよ
18 うな情報化を検討・実行する。

19 2) 協会としてのセキュリティ強化のため、ハードウェア面での防御だけでなく、職
20 員を対象とした訓練、研修、情報提供等を行う等、多角的なセキュリティ対応を
21 行うことで、日化協で保存、保管している様々な情報を保護する。

22 3) 日化協のウェブサイト 一般ページでは、日本の化学工業の現状が把握できる情報
23 提供が行えるよう、提供する情報の整理、更新、見直しを行う。会員ページで
24 は、会員が必要とする情報のタイムリーな掲載ができるようシステム管理を行
25 う。

26 4) 住友不動産六甲ビル入居化学関係団体で共有しているネットワークシステム、会
27 議室予約システム等の維持、管理を行う。

29 3. 職務能力の向上

31 事務局業務を効率的に遂行し、確実な業務成果とするため、日化協内外の関係部門
32 と十分な情報交換や意思疎通を図り関連知識を拡大すると共に、担当業務の習熟に努

- 1 め、職員の職務能力の向上を図る。出向元企業との連携を強化して必要な人員の適材
- 2 配置を進める。また、直属上司、管掌常務理事による職員との面接を通じ、業務目標
- 3 の設定と評定等、業績評価制度の一層の充実を図る。

- 1 略語・用語一覧
- 2 ACC : American Chemistry Council (米国化学工業協会)
- 3 AI : artificial intelligence (人工知能)
- 4 AMEICC : ASEAN Economic Ministers and METI Economic and Industrial Cooperation Committee
5 (日・ASEAN 経済産業協力委員会。日・ASEAN 経済大臣会合の下部組織)
- 6 APEC : Asia-Pacific Economic Cooperation (アジア太平洋経済協力 (アジア太平洋地域の 21 の国と地域が
7 参加する経済協力の枠組み)
- 8 APRCC : Asia Pacific Responsible Care Conference (アジア太平洋レスポンシブル・ケアカンファレンス)
- 9 APRO : Asia Pacific Responsible Care Organization (アジア太平洋レスポンシブル・ケア機構 (APRCC 支
10 援組織として 2003 年に設立)
- 11 ASEAN : Association of South - East Asian Nations (東南アジア 10 か国の経済・社会・政治・安全保障・
12 文化に関する地域協力機構。本部所在地はインドネシアのジャカルタ)
- 13 BIAC : The Business and Industry Advisory Committee to the OECD (経済産業諮問委員会 OECD に対
14 する民間経済界諮問委員会。OECD 加盟国の代表的経営者団体で構成)
- 15 BIGDr : The Base of Information Gathering, sharing & Dissemination for risk management of chemical
16 products (GPS/JIPS 活動を総括的に支援・推進する総合情報システム)
- 17 CB : Capacity Building (工業開発のために必要な途上国側の組織的能力の構築)
- 18 CCS : Carbon dioxide Capture and Storage (二酸化炭素回収・貯留)
- 19 CCU : Carbon dioxide Capture and Utilization (二酸化炭素回収・利活用)
- 20 CCUS : Carbon dioxide Capture, Utilization and Storage (二酸化炭素回収・利活用、貯留)
- 21 Cefic : European Chemical Industry Council (欧州化学工業連盟)
- 22 CFP : Carbon Footprint of Products (商品・サービスのサプライチェーンの各工程で「炭素の足跡」がわか
23 るように温室効果ガス排出量から除去・吸収量を除いた値を二酸化炭素量に換算して定量的に算定し
24 た指標)
- 25 chem SHERPA : Supply-chain Harmonized and Enhanced Linkage Platform for chemicals in products
26 (製品含有化学物質のためのサプライチェーンの調和高度連携プラットフォーム)
- 27 cLCA : carbon Life Cycle Analysis (カーボンライフサイクル分析。原料採取、製造、流通、使用、廃棄の各
28 工程で排出される CO₂ を合計し、ライフサイクル全体での排出量を評価すること)
- 29 CLP : Classification, Labelling and Packaging of substances and mixtures (GHS をベースとした EU にお
30 ける化学品の分類、表示、包装に関する規則)
- 31 CMP : Consent Management Platform (ウェブサイトやアプリ上で、ユーザーのデータ取得や利用に関する
32 情報を提供し、同意を得るためのツール。同意管理プラットフォームとも呼ばれる)
- 33 CN : Carbon Neutral (炭素中立。温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること。2020 年 10 月、政府は
34 2050 年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを
35 宣言。「排出を全体としてゼロ」とは、二酸化炭素等の温室効果ガスの「排出量」※から、植林、森
36 林管理等による「吸収量」※ を差し引き、合計を実質的にゼロにすること。※人為的なもの)
- 37 CP&H LG : Chemical Policy and Health Leadership Group (化学品政策と健康リーダーシップ・グループ。
38 ICCA 内組織の一つ)
- 39 CPCIF : China Petroleum and Chemical Industry Federation (中国石油・化学工業連合会)
- 40 CR : Chemical Recycle (化学処理によって廃棄物を他の物質へ変化させ再利用するリサイクル手法)
- 41 CRF : Chemical Risk Forum (ケミカルリスクフォーラム)
- 42 CSS : EU Chemicals Strategy for Sustainability (持続可能に向けた欧州化学品戦略)

- 1 CVD : Countervailing Duty (相殺関税)
- 2 ECHA : European Chemicals Agency (欧州化学品庁)
- 3 E&CC LG : Energy and Climate Change Leadership Group (エネルギーと気候変動リーダーシップグループ。ICCA 内組織の一つ)
- 4
- 5 EO : Ethylene Oxide (酸化エチレン。きわめて反応性が高いため、他の有機物質を合成する時の中間体として用いられる。また、殺菌力が強く、医療機器、精密機器の殺菌剤としても用いられる)
- 6
- 7 EPA : Economic Partnership Agreement (経済連携協定) または Environmental Protection Agency (米国環境保護庁)
- 8
- 9 ESG : Environment (環境)、Social (社会)、Governance (企業統治) の三つの言葉の頭文字をとったもので、これらの要素を考慮した企業経営や投資活動を指す
- 10
- 11 EU タクソノミー : EU の公式目標である 2050 年二酸化炭素ネット排出量ゼロ (カーボンニュートラル) のために必要な投資分野にフラグを立てる試み
- 12
- 13 EXTEND2022 : Extended Tasks on Endocrine Disruption (環境省が今後の方向性を「化学物質の内分泌かく乱作用に関する今後の対応」として取りまとめたもの。EXTEND2016 の後継プログラム)
- 14
- 15 FTA : Free Trade Agreement (自由貿易協定)
- 16 GADSL : Global Automotive Declarable Substance List (GASG (下欄参照) が発行している世界各国の化学物質規制で、既に規制されているか、規制が予定されている化学物質で自動車製品に含有される可能性のある物質リスト)
- 17
- 18
- 19 GASG : Global Automotive Stakeholders Group (自動車のライフサイクルを通じた環境負荷の軽減を達成するために、グローバルな自動車業界のサプライチェーンを通して継続的なやり取り、情報伝達を行うことを目的として日米欧の自動車・自動車部品、化学メーカーの代表で構成・設立された組織)
- 20
- 21
- 22 GFC : Global Framework on Chemicals – For a Planet Free of Harm from Chemicals and Waste (2023 年第 5 回国際化学物質管理会議で採択された新たな国際化学物質管理に関する枠組み文書)
- 23
- 24 GHG : Green House Gas (温室効果ガス)
- 25 GHS : Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals (化学品の危険有害性 (ハザード) ごとに分類基準及びラベルや安全データシートの内容を調和させ、世界的に統一されたルールとして提供するもの)
- 26
- 27
- 28 GPS : Global Product Strategy (各企業がサプライチェーン全体を通して化学品のリスクを最小限にするために、自社の化学製品を対象にリスク評価を行い、リスクに基づいた適正な管理を実施すると共に、その安全性及びリスクに関する情報を顧客を含めた社会一般に公開する自主的取組み)
- 29
- 30
- 31 GSS : GPS Safety Summary (安全性要約書)
- 32 GX : Green Transformation (グリーントランスフォーメーション) の略で、温室効果ガスを多く排出する化石燃料から太陽光や風力などのクリーンエネルギーによる経済社会システムへの転換を目指す取組み
- 33
- 34 HCBD : Hexachlorobutadiene (ヘキサクロブタジエンまたは六塩化ブタジエン。溶媒等として使用されていた、第 1 種特定化学物質)
- 35
- 36 ICCA : International Council of Chemical Associations (国際化学工業協会協議会)
- 37 ICCM5 : The fifth session of the International Conference on Chemicals Management (第 5 回国際化学物質管理会議)
- 38
- 39 INC : Intergovernmental Negotiating Committee (政府間交渉委員会)
- 40 IoT : Internet of Things (コンピュータなどの情報・通信機器だけでなく、世の中に存在する様々な物体 (モノ) に通信機能を持たせ、インターネットに接続したり相互に通信したりすることにより、自動認識や自動制御、遠隔計測などを行う情報通信技術の概念)
- 41
- 42

- 1 IPA : Information-technology Promotion Agency (独立行政法人情報処理推進機構)
- 2 ISO : International Organization for Standardization (国際標準化機構)
- 3 ISO/TC : ISO technical committee (国際標準化機構の技術委員会 ※TC47 は化学、TC61 はプラスチック)
- 4 JaCVAM : Japanese Center for the Validation of Alternative Methods (国立医薬品食品衛生研究所、安全性
- 5 生物試験研究センター安全性予測評価部 第二室の通称。国立衛研安全センターの組織規定に示
- 6 された化学物質等の業務関連物質の安全性評価において、国民の安全を確保しつつ、動物実験に
- 7 関する 3Rs (Reduction : 削減、 Refinement : 苦痛の軽減、 Replacement : 置き換え) の促進に
- 8 資する新規動物実験代替法を行政試験法として、可能な範囲での導入に貢献することを目的とす
- 9 る。)
- 10 JaIPLE: JaIME (Japan Initiative for Marine Environment 海洋プラスチック問題対応協議会) の後継団体
- 11 JEITA : Japan Electronics and Information Technology Industries Association (一般社団法人電子情報技術
- 12 産業協会)
- 13 JIPS : Japan Initiative of Product Stewardship (サプライチェーンを考慮したリスク評価及びリスク管理を
- 14 ベースにした、産業界の自主的な取り組み)
- 15 JIS : Japanese Industrial Standards (日本産業規格。日本の産業製品に関する規格や測定法等などが定めら
- 16 れた日本の国家規格)
- 17 JPCERT/CC : Japan Computer Emergency Response Team Coordination Center (一般社団法人 JPCERT
- 18 コーディネーションセンター)
- 19 KCIA : Korea Chemical Industry Association (韓国化学工業協会)
- 20 LCA : Life Cycle Assessment (その製品に関する資源の採取から製造、使用、廃棄、輸送など全ての段階を
- 21 通して環境影響を定量的、客観的に評価する手法)
- 22 LCI : Life Cycle Inventory (製品やサービス等を原料の調達から製造、流通、使用、廃棄、リサイクルにわ
- 23 たるライフサイクル全体を対象として考え、各段階で投入される資源、エネルギーまたは排出物を定
- 24 量的に把握したもの)
- 25 MARI : The Microplastics Advanced Research and Innovation Initiative (マイクロプラスチック研究に関
- 26 するグローバルフォーラム)
- 27 MOU : Memorandum of Understanding (覚書。条約や契約書と異なり、法的な拘束力はない。)
- 28 NAMs : New Approach Methodologies (動物実験に代わる安全性評価方法)
- 29 NF₃ : Nitrogen trifluoride (三フッ化窒素。温室効果ガスの一種)
- 30 OECD : Organization for Economic Co-operation and Development (経済協力開発機構)
- 31 PCB : Polychlorinated Biphenyl (ポリ塩化ビフェニル。生体に対する毒性が高く、脂肪組織に蓄積しやす
- 32 い。発癌性があり、また皮膚障害、内臓障害、ホルモン異常を引き起こすことが分かっている)
- 33 PFAS : 「パーフルオロアルキル化合物、ポリフルオロアルキル化合物及びこれらの塩類」の略称。難分解性
- 34 の化学物質群で、主にフッ素系の界面活性剤として多くの用途に使用
- 35 PFCAs : ペルフルオロカルボン酸類の略称。有機フッ素化合物の一種
- 36 PFCs : Perfluorocarbons (CF₄、C₂F₆ 等のパーフルオロカーボン類)
- 37 PFHxS : ペルフルオロヘキサンスルホン酸の略称。PFOS 及び PFOA と同様の性質を持ち、その代替品と
- 38 して使用されている。
- 39 PFOA : Perfluorooctanoic acid (ペルフルオロオクタン酸。PFAS の一種)
- 40 PFOS : PerFluoroOctaneSulfonic acid (ペルフルオロオクタンスルホン酸。PFAS の一種)
- 41 PLG : Plastics Leadership Group (ICCA 内でプラスチック汚染に関する国際交渉を担当する組織)
- 42 PMN : Pre-Manufacturing Notice (製造前届出)

- 1 PMT : Persistent, Mobile, and Toxic (持続性、移動性及び毒性)
- 2 PoPs 条約 : PCB、DDT 等の残留性有機汚染物質 (POPs : Persistent Organic Pollutants) の、製造及び使
3 用の廃絶・制限、排出の削減、これらの物質を含む廃棄物等の適正処理等を規定している国際条約
- 4 PRTR : Pollutant Release and Transfer Register (化学物質排出移動量届出制度。有害性のある多種多様な
5 化学物質が、どのような発生源から、どれくらい環境中に排出されたか、あるいは廃棄物に含まれ
6 て事業所の外に運び出されたかというデータを把握し、集計し、公表する仕組み)
- 7 RC : Responsible Care (レスポンシブル・ケア。化学物質を扱うそれぞれの企業が化学物質の開発から製造、
8 物流、使用、最終消費を経て廃棄・リサイクルに至る全ての過程において、自主的に「環境・健康・
9 安全」を確保し、活動の成果を公表し社会との対話・コミュニケーションを行う活動)
- 10 RCLG : Responsible Care Leadership Group (ICCA 内で RC 活動の推進を担当する組織)
- 11 REACH : Registration, Evaluation, Authorization and Restriction of Chemicals (化学品の登録、評価、認
12 可及び制限に関する規則)
- 13 SDGs : Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標。貧困、飢餓、エネルギー、気候変動産業と
14 イノベーションなど、2030 年までの 17 の目標が、2015 年 9 月に国連で採択)
- 15 SDS : Safety Data Sheet (化学物質を譲渡または提供する際に、その化学物質の危険性や取扱方法、保管方
16 法などを提供相手に伝達するために交付される。安全データシート)
- 17 SF₆ : sulfur hexafluoride (六フッ化硫黄。100 年間の地球温暖化係数は、二酸化炭素の 23,900 倍と大きく大
18 気中の寿命が長い HFCs、PFCs と共に削減対象に指定されている温室効果ガス)
- 19 SSbD : Safe and Sustainable by Design (化学物質の生産及び使用における安全で持続可能な設計)
- 20 TBT : Technical Barriers to Trade (貿易の技術的障害)
- 21 TSCA : Toxic Substances Control Act (有害物質規制法。有害化学物質の製造等の規制に関する米国の法律。
22 1976 年制定。化学物質による人の健康・環境に対する不合理なリスクを規制することを目的とす
23 る。本法の下では新規に化学物質を製造・輸入する者は EPA (環境保護庁) に対し、事前に通知を行
24 わなければならない。EPA は審査を行い、必要な条件 (禁止を含む) を付することができる)
- 25 VOC : Volatile Organic Compounds (揮発性有機化合物。揮発性を有し、大気中で気体状となる有機化合物
26 の総称。トルエン、キシレン、酢酸エチルなど多種多様な物質が含まれる)
- 27 WTO : The World Trade Organization (世界貿易機関)